

砂鑛法案件一特別委員會議事速記錄第一號

明治四十二年三月十五日(月曜日)午後一時二十八分開會
○委員長(伯爵大木遠吉君) デハ是カラ委員會ヲ開キマス、前會ニ續イテ此際御質問ヲ願ヒマス

○奥山政敬君 二十六條ニ「命令ノ定ムル期間」ト云フコトガアリマスガ、此期間ト云ノハ凡ソ幾日間ニ定メゴザイマスカ

○政府委員(機部正春君) 今日ノ所デハ マダ何トモ決ヅテ居リマセヌノデゴザイマスガ、餘リ是ハ短イ期間デゴザイマスト、イロイロ又十分ニ此法律ノ趣旨ガ徹底シマセヌ爲ニ、期間ヲ失スルヤウナコトモ出來マセウト思ヒマスカ

○奥山政敬君 此砂金ヲ採リタイト云フ者デ土地所有者ノ承諾ヲ得タ者ガ二人以降メナケレバナラスト思ヒマスガ、マダ此コトハ相談イタシテゴザイマセス

○奥山政敬君 此砂金ヲ採リタイト云フ者デ土地所有者ノ承諾ヲ得タ者ガ二人以上アツタ場合ハ、各出願シタ時分ニハ出願ノ前後ニ依ツテ採用セラレルノデアリマスカ、承諾ノ前後ヲ問ハルコトニナルノデアリマスカ

○政府委員(機部正春君) 是ハ出願ノ前後ニ依ルト云フコトニナツテ居リマス、二十

三條ニ鑛業法ノ三十二條準用ノ結果トシテ出願ノ前後ニ依ツテ決メルコトニナリマス
○奥山政敬君 左様イタシマスルト、此二十六條ノ末項ノ「出願ハ願書發送ノ日時ニ於テ砂鑛權ノ出願ニ代リタルモノ」云々トアリマスルガ、此金鑛ヲ目的トシタ日ニ遡ルト云フコトニナリマスルト、砂金ノミラ取リタイト云フコトデ、其一年經シテ出願ヲシテ居出デマシテ、其一年前ニ遡ルト云フコトノ規定ト思ヒマスルガ、サウシマスルト此金鑛カラ流逝出ル所ノ砂金ヲ取リタイト云フ者ガ其前ニ出テ居レバ、此金鑛ヲ目的トシタ者ガ砂金ヲ……

○政府委員(機部正春君) モウ一遍……

○奥山政敬君 此金鑛ヲ其目的トシテ鑛業ノ出願ヲシタノデ、此二十六條ノ所デスガ……レガ今度砂金ヲ採ラウト云フコトヲ届出デルノデアリマス、命令ノ期間内ニ鑛

山監督署ニ届ク致シマシテ、サウスルト其末項ニ依ツテドウ云フ結果ヲ見ルカト云フト、金鑛

ノ出願ヲシタ日ニ遡ルト云フコトニナルノモント看做スルトスウ云フコトニナルノデアリマスルカラ、サウナリマスルト其金鑛ダケラ目的トシタル出願ヲスル前ニ、其砂金ダケラ其鑛山ニアル所ノ砂金ダケラ取ラウト云フ者ガ前ニ出願ヲシテ居レバ、此結局ノ目的ヲ變更シテモ效ガ無イト云フコトニナルノデスネ、前ノ御説明デハサウ云フ風ニナルノデアリマスルガ、サウスルト何モ目的ヲ達セラレヌコトニナルヤウデアル、金鑛ノ方ハモウイケル、砂金ノ方ハ既ニ

其前ニ出願人ガアツタ云フコトニナルノデス

○政府委員(機部正春君) 御尋ネノ趣旨ハ私ハ甚ダ了解シ兼ネテ居リマス……

○奥山政敬君 例ヘバ昨年ノ十二月ニ金鑛ヲ目的トシテ鑛業ノ出願ヲ爲シタノデアリマス、昨年ノ十一月ナラ十一月ニ爲シタノデアリマス、鑛業ノ出願ヲシテ居リマス、金鑛ヲ目的トスル者ガ鑛業ノ出願ヲ爲シタノデスネ、金鑛ノ目的デ、砂金ノ方デハアリマス、鑛業ノ出願ヲシタノデ、昨年ノ十一月……サウシテ本年三月ニ至テ第一條第

二條ノ砂金ダケラ取ラウト云フコトヲ鑛山監督署長ニ居出ル致シマシタ、サウシマスルト、結果ドウナルカトナリマスルト云フト、砂金ノ願書ハイツ出シタノデアルカト言ヒマスルト、實際ハ本月ニナツテ出シタノデアリマスルノテス、此二項ノ規定ニ依ツテ昨年ノ十一月ニ出シタモノトスルト云フ解釋シテモ仕方アリマセヌ、又ソレニ相違ナイデセウ、ソコデ其前ニ昨年ノ十一月ニ鑛業ノ出願ニアラズシテ、他ノ人が其山カラ砂金ダケラ取ルト云フコトヲ出願シタ者ガアレバ、昨年ノ十一月前デアリマスルカラ、他人ノガ……其人が今年ニナツテ出願ヲシテモ砂金ノ出願ヲ成功スルコトガ出來ナイト云フコトニナルデアラウト考ヘマスルガ……

○政府委員(機部正春君) ソレハ御説ノ通りニナリマセウ

○奥山政敬君 サウスルト何モ目的ヲ達セラレヌ、砂金ヲ取ラウ、金ノ方モヤツテ見タガ金モ取レヌ、自分ノ鑛業ノ方モ、モワイケナイデセウ

○政府委員(機部正春君) 金鑛ヲ目的トスル者ハ此所ニ書イテアリマスルノハ謂ハユル

第一條ノ第二項ニアル廢鑛鑛滓ヲ目的トスルノデアルガ、此廢鑛鑛滓ハ今日ノ現行法デハ鑛業法アナクテハナラスト云フ結果、已ムヲ得ズ、今ノ鑛業法ニ依ツテ願シテ居ルノデスガ、此法律施行後ニナリマスレバ、二十六條ノ一項ニ依ツテ純粹ノ金鑛ヲ目的トシテ居ル者ガ砂金ノ願シ變ヘルト云フコトハ有リ得ベカラザルコトデ、アルトスレバ間違ツテ居ルノデス、若モ金鑛ヲ鑛業法ニ依リソレラ願シテ居ルト云フコトアレバ、ソレヲ砂金トシテ願ヒタイト云フコトハ事實ニ於テ有リ得ベカラザルコトデ、砂金デナインモノヲ砂金トシテハ……實際金鑛ガアツテ流レルト云フト云フ結果ニナルノデ、サウ云フコトガアルモノデナイン、二十六條ノ金鑛ヲ目的トシテ願出ルト云フコトハ廢鑛鑛滓ヲ願シテ云フコトヲ言ウタ意味デゴザイマス

○奥山政敬君 能ク分リマシタ

○緑原武太郎君 御尋不致シマスガ、此總體カラ見マスト云フト、此砂鑛ノ採取ニ付イテハ別ニ課稅ト云フモノハゴザイマセヌカ

○政府委員(機部正春君) 是ハ現行法施行當時ハ非常特別稅ノ決マリマスマデト云フモノハ、何等ノ負擔ハ無カツタノデ、三十七年ニ非常特別稅法が出マシテ矢張リ一定ノ區域ニ向ツテ或ル採取稅ト云フモノ……非常特別稅ト云フモノガ課カル、一畝步ニ付イテ二十錢、川底デアリマスト 一町歩ニ三十錢、此法律デハゴザイマセヌガ、別ニ非常特別稅法デ課カツテ居リマス

○奥山政敬君 一二十二條ニ衆議院ノ修正ガアリマスガ、政府ハアレハ御同意アツタノデアリマセウカ

○政府委員(機部正春君) 是ハ同意イタシタノデゴザイマス
○奥山政敬君 ドウ云フ譯デ前ニ御脱キニナツタノデセウカ、其コトダケラ伺ヒタ、何カ全ク落チタ譯デセウカ、要ラナイト云フ御考テアツタノデセウカ

ケノ條文デゴザイマス、是ハ政府デハ砂礫權ハ不可分デアルト云フコトハ、法文ノ規定ヲ待タズ當然サウデアルト云フ積リテ實ハ入レナカツノデ、併シ書イテ置クノハ權利ノ根柢ノ性質ヲ現ハスノデアルカラト斯ウ云フ意見デ、書イテアツテモ一向差支ナイ、書カヌカラト云シテ差支ヘル積リテハナカタノデアルト云フダケノコトデ、別ニエライ差支ヘル條項デナイト思ッテ居リマンシタ

○奥山政敬君 一番オシマヒノ「十九條デスガ、之ニ付イテチヨット御説明ヲ承リタイデスガ、本法施行前ニ砂礫採取法ニ依リ又ハ本法第一條第二項ノ砂金ニ關シ礫業法デ爲シタル所ノ處分ニ對スル訴願、訴訟、判定、裁定トカ云フモノハ總テ砂礫採取法又ハ礫業法ノ規定ニ依リテ此規定ヲ用ヰテコトニナツテ居リマスガ、此規定ヲ用ヰテハ都合ガ惡ルイコトガアルダラウト考ヘマスガ、ドノ邊デ斯ウナラヌケレバイケナイト云フコトダケヲ、チヨット承リタイ、或ハ適用ガナイノデゴザイマスカ、全ク適用ガアツテモ本法デハ處分ガ出來ヌカラ、此規定ニ依ルト云フ譯ナノデスカ

○政府委員(磯部正春君) 是ハ普通ノ法律命令等ニ斯ウ云フ風ノ書キ方ニナツテ居ルノデ、ソレヲ襲踏シタニ過ギナインデゴザイマスガ、此礫業法ナリ砂礫採取法ニ依リテ願ツテ出タモノハ法律が變シタト雖モ砂礫採取法若クハ礫業法ニ依リテヤラウ、總テノ法令ガサウナツテ居ルノデ、ソレニ準ジテ書イタノデゴザイマス、丁度礫業法ノ中ニモ斯ウ云フ規定ガアルノデゴザイマス、礫業法ノ改正ノトキニモ「本法施行前ニ爲シタル處分ニ對スル訴願、裁定請求、行政訴訟又ハ民事訴訟ニ關シテハ礫業條例ノ規定ニ依ル」即チ其前ノ礫業條例ニ依ルト云フ、之ヲソックリ入レマシタダケテゴザイマス、是ガアツタ方ガ公平ニ定カフウト思フダケデゴザイマス

○委員長(伯爵大木遠吉君) 御質問ハアリマセヌカ

○奥山政敬君 モウ私ハ質問ハアリマセヌ

○絲原武太郎君 アリマセヌ

○委員長(伯爵大木遠吉君) 然ラバ是カラ逐條ニ移リマス、逐條ノ際御修正意見ヲ御出シテ願フコトニ致シマシテ、ソレデ第一條カラ第十條マヂヲ議題ニ致シマス……御異議ガアリマセヌデスカ

○委員長(伯爵大木遠吉君) 然ラバ是カラ逐條ニ移リマス、逐條ノ際御修正意見ヲ御出シテ願フコトニ致シマシテ、ソレデ第一條カラ第十條マヂヲ議題ニ致シマス……御異議ガアリマセヌデスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(伯爵大木遠吉君) ソレナラバ異議ナシト認メマス、第二十一條ヨリ二十條マヂヲ議題ト致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(伯爵大木遠吉君) 九條マヂヲ議題ト致シマス

○奥山政敬君 此問題トナツテ居リマスニ十一條ヨリ一十九條マヂノ間ニハ衆議院ノ修正ガアルノデアリマスガ……

○委員長(伯爵大木遠吉君) 是ハ修正案ヲ原案ト致シマス

○絲原武太郎君 此二十一條ハ私ノ考ハ是デウカト思ヒマスガ、別ニ是ハ案ヲ拝ヘ

テ居リマセヌデスガ、政府委員ノ方デ……他人ノ土地ニ立入リテ測量又ハ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ地主ノ承諾ヲ受ケ若シ應ゼザルトキハ礫山監督署長ノ許可ヲ受ケルト云

○絲原武太郎君 (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○政府委員(磯部正春君) 唯今ノ御説ハ、御尤ニ聞エマスガ、サウ云フ風ニ御覽ニナルハ、要スルニ十七條ノ礫業法第三章ヲ砂礫業ニ準用スト致シテ、礫業法ノ土地使用ニ關スル規定ヲ一々舉ゲテ居リマセヌノデ、自然サウ云フ御考ガ起ルト思ヒマスガ、ソレレマスカラ、今ノコトヲ入レテ置イタラバ判然スルテハアルマイカト云フ意見デアリマス

○政府委員(磯部正春君) 唯今ノ御説ハ、御尤ニ聞エマスガ、サウ云フ風ニ御覽ニナルハ、要スルニ十七條ノ礫業法第三章ヲ砂礫業ニ準用スト致シテ、礫業法ノ土地使用ニ關スル規定ヲ一々舉ゲテ居リマセヌノデ、自然サウ云フ御考ガ起ルト思ヒマスガ、ソレヲズウット書キマスレバ……

○絲原武太郎君 能ク分ルデハナイカト云フダケノコトデアリマス

○政府委員(磯部正春君) 本案ダケテ分ルヤウニシヤウトシマスレバ、矢張リ三章ノ規定ヲ書キ舉ゲテ行クト云フヤウニナラナケレバナリマセウ、サウ致シマスレバ大分條文モ入りマスカラ如何デアリマスカ、サウスルト獨リ其條文ノミナラズ、準用スルモノハ總テ書カネバナラヌコトニナリマスカラ、餘ホド量が殖エテ参リマスガ……

スカ

○絲原武太郎君 別ニ強ヒテ是非入レネバナラヌト云フ考デモゴザイマセヌ

○政府委員(磯部正春君) 第五十二條五十三條以下デス

○委員長(伯爵大木遠吉君) 別ニ御修正ノ御意見モ無イモノト見テ宜シウゴザイマス

○絲原武太郎君 別ニ強ヒテ是非入レネバナラヌト云フ考デモゴザイマセヌ

○奥山政敬君 私ハアリマセヌ

○委員長(伯爵大木遠吉君) 然ラバソレニ決シマシタ

ト認メテ御異存アリマセヌデスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(伯爵大木遠吉君) 然ラバソレニ決シマシタ

○委員長(伯爵大木遠吉君) 繼イテ登録稅法中改正法律案ニ移リマスガ、大藏省ノ政府委員ガ參リマスマデ休憩イタシマス

午後一時五十四分休憩

午後一時七分開會

○委員長(伯爵大木遠吉君) 是カラ開會イタシマス、登録稅法中改正法律案、此

案ノ大體ニ付イテノ政府委員ノ御説明ヲ願ヒマス

○政府委員（菅原通敬君） 本案ハ砂鑛法が今回制定セラレマスニ付キマシテ從來手數料トナシテ居リマシタモノノ登録税ニ引直シテ行クト云フ所カラ發案サレタ所ノモノニアリマシテ、其登録税ノ賦課ノ方法ハ鑛業法ノ鑛業權ノ登録税ト同様ナ振合ニ出來テ居ルノデアリマス、而シテ其稅率ハ是マテ取シテ居リマシタ手數料ノ金額ヲ標準トシマシテ組立テラレテ居リマス、隨ツテ此政府ノ收入ト致シマシテハ別ニ増減ハ見ナイ計算ニナッテ居リマス、大體左様ナ次第アリマス

○奥山政敬君 チヨット御尋ネ致シマスガ、此十五條ノ「三」ト云フ所ニ砂鑛權ノ移轉、相續毎一件金五圓、相續以外ノ原因ニ因ル移轉毎一件金十五圓トアリマス、ソレカラ「六」ト云フ所ニ抵當權ノ移轉相續毎一件金五圓、相續以外ノ原因ニ因ル移轉毎一件金十圓トスウナツテ居リマスガ、此砂鑛權ノ移轉ト抵當權ノ移轉トハ多少權利ノ上ニ付イテモ違フグラウト思ヒマスルガ、相續ノ場合ニハ兩方共ニ五圓トナツテ居リマスルシ相續以外ノ原因ニ因ル移轉ノ場合デハ、砂鑛權ノ移轉ノ場合ガ十五圓、抵當權ノ移轉ノ場合ガ十圓、抵當權ノ方ハ五圓ダケ引下ゲテアリマス、相續ノ點ハ同じニナツテ居リマスガ、是ハドウ云フ譯テセウ

○政府委員（菅原通敬君） 如何ニモ御尋ネニナリマス通リ一ツヲ引較ベテ見マスト少シ不釣合ニナツテ居リマス、實ハ砂鑛權ノ移轉ニ付キマシテハ從前カラ相續ノ場合ニハ

五圓ノ手數料ヲ取シテ居ツタサウデアリマス、ソレカラ砂鑛權ノ相續以外ノ原因ニ因ル移轉ニ付イテハ二十圓ヲ取シテ居ツタノダサウデス、ソレテ相續以外ノ原因ニ因ル移轉ノ場合ニ二十圓トシテ、相續ノ方が五圓ト云フヤウナコトデアリマスルト隔たりガ多イモノニアリマスカラ、今回ハ鑛業權ノ方ハ振合ニ顧ミマシテ十五圓ト五圓ト云フコトニ致シタノデアリマス、ソレカラ抵當權ノ移轉ノ方ニ付キマシテハ從前ハ手數料ヲ取シテ居ラナカツタサウデアリマスガ、今回鑛業權ノ方ト矢張リ釣合ヲ取リマス爲ニ抵當權ニ付イテモ移轉ノ場合ニ於テ登録税ヲ取ル、斯ウ云フコトニ致シタノデアリマス、其相續ト相續以外ノ原因ニ因ル移轉ト兩方ノ間ノ釣合ヲ見マスコトモ、矢張リ鑛業權ノ方ノ釣合ヲ鑑ミマシテ定メマシタノデアリマス、相續以外ノ原因ニ因ル移轉ノ場合ニ於キマシテハ、砂鑛權ノ移轉ト抵當權ノ移轉トノ間ニ五圓ノ差別ノアルノガ相當デアラウト思ヒマス、唯相續ノ場合ニ於テ若シ一方ガ五圓ナラバ一方ガ二圓ナリニ定メテモ宜カリソウデアリマスケレドモ、ソレマテ細カク比較ヲ取シテ居リマセヌノデアリマス、唯鑛業權ノ振合ニ微ウテ致シタト申上ゲルダケノコトデアリマス

○奥山政敬君 鑛業權ノ移轉ノ場合ハ、チヨット分リマセヌガ、ドウ云フ風ニナツテ居リマスカ、抵當權ノ移轉ガ矢張リ五圓デゴザイマスカ、鑛業權抵當ノ移轉ノ場合ハドウナツテ居リマスカ

○政府委員（菅原通敬君） 鑛業權移轉ノ場合ハ、相續ノ場合ガ五圓デ、相續以外ノ原因ニ因ル移轉ノ場合ガ十圓ニナツテ居リマスカ、抵當權デナクシテ、鑛業權ノ移轉ノ場合ハ、ドウナツテ居リマスカ

○政府委員（菅原通敬君） 鑛業權ノ方ハ相續ノ場合ガ二十圓デ、相續以外ノ原

因ニ因ル移轉ガ七十五圓、丁度二倍以上ニナツテ居リマス
○奥山政敬君 サウシマスト此砂鑛權ノ移轉ノ方ハ鑛業權ノ方ニ全ク依ラズニ今度新規ニ是が出來ル、ソレカラ抵當權ノ方ハ鑛業權ノ抵當權ヲ其儘茲ニ移シタト云フ譯ニナツテ居ルノデスカ

○政府委員（菅原通敬君） マア左様デゴザイマス

○奥山政敬君 今一應チヨット御考ヲ承リタウゴザイマスガ、御承知ノ通り此砂鑛權が例ヘバ一万圓ノモノガアルト見マスルト、抵當ヲ設定シマスルニハ一万圓ノモノニ一万圓貸スコトノ無イト云フコトハ明白デアリマス、何レ五千圓カ高々七千圓ヨリ金ハ出サヌダラウト思ヒマス、サウシマスルト一万圓ノモノヲ相續ヲシテ五圓取シテ、抵當權ノ方ヲ相續シテ五圓取ルト云フコトハ釣合ガ甚ダ惡ルイヤウニ見エマスガ、其點ハ如何ナル考デゴザイマスカ

○政府委員（菅原通敬君） ソレガ砂鑛權ト云フ方ノ權利ト、其砂鑛權ノ上ニ設定セラレテ居リマス抵當權ノ方ノ移轉デアルノトノ相違デアリマシテ、マアソレ位ノ區別ガアツテ然ルベキヤウニモ思ハレルノデアリマス、細カク申上ゲマシタナラバ、如何ニモ御説ノ通リニナラウカト思ヒマスケレドモ、大體モウ砂鑛權ノ移轉モ五圓デアリ、抵當權ノ移轉モ五圓デアル、相續ノ場合ハ總テ五圓デアルト云フヤウニナツテ居ルノモ亦一ツノ立て方デアルカモ分ラナイ

○絲原武太郎君 チヨット伺ヒマスガ、此砂金ト云フモノハ大體取レ高ガドレ位ナモノデアリマスカ、凡ツ平均シマシタ所デ……

○政府委員（菅原通敬君） 丁度農商務省ノ方カラ主任ノ方が出ラレテ居リマスカラ、其方カラ御答ヘニナルヤウニ願ヒタイト思ヒマスガ……

○委員長（伯爵大木遠吉君） 宜シウゴザイマス

○説明員（工藤英一君） 差上ゲテ置キマシタ表ニ丁度、砂鑛採取出願數ト云フノガ

一番上ニ附イテ居リマス、表デゴザイマスガ、此頃ハ少シ減シテ居リマス、四十年ニハ約十万圓、三十九年ハ十一万三千九百四十七圓ト云フヤウナ數ニナツテ居リマス

○絲原武太郎君 ソレハ總額デゴザイマスカ

○説明員（工藤英一君） 總額デゴザイマス

○絲原武太郎君 個人デヤリマスモノハ、チヨット貫ガ分リマセヌカ

○説明員（工藤英一君） 個人ノニナツテ來マスト何忽ト云フ極ク微タルモノモアリマスシ、又何貫以上採シテ居リマス者モアルヤウニ記憶シテ居リマス

○委員長（伯爵大木遠吉君） 別ニ御質問モアリマセヌヤウデアリマスカラ、此登録稅法改正案全部ヲ議題ニ致シマス、之ニ付イテ修正ノ御意見ガゴザイマスレバ、此際御提出ヲ願ヒマス

（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○委員長（伯爵大木遠吉君） ソレデハ是ハ此通り決スルコトニ致シマス、ソレデハ今日ハ是ア散會イタシマス

午後二時二十二分散會

出席者左ノ如シ

委員長

伯爵大木 遠吉君

委員

子爵水野 直君

男爵本多 副元君

男爵長松 篤棐君

農商務書記官 工藤 英一君

子爵水野 直君

男爵本多 副元君

男爵長松 篤棐君

農商務書記官 工藤 英一君

政府委員

大藏省主稅局長 櫻井鐵太郎君

大藏省參事官 菅原 通敬君

農商務省鑛山局長 磯部 正春君

農商務書記官 工藤 英一君

說明員

農商務書記官 工藤 英一君